

高知県商工団体連合会 NO.874(51-15)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126
Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ http://kosityoren.web.fc2.com/
このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

秋の運動始まる 年末増勢をめざそう 班や地域での消費税対策学習会に参加を 労働保険の相談も増加

1月1日現勢と9月1日現勢の差(増減)

	読者	会員	共済	婦人	青年
安芸	4	5	2	1	0
香美郡	4	-11	-26	-11	-1
南国	14	4	0	-4	0
高知	-1	-2	-5	0	1
仁淀川	-4	0	4	1	2
須崎	-10	-3	-5	-1	0
中村	5	-2	-4	2	0
計	12	-9	-34	-12	2

9月1日から、秋の運動が始まっています。今年、消費税学習を強め、増税中止の運動と10%増税、複数税率に対応する実務など、来春の確定申告にむけても重要な秋の運動となります。

会員はもちろん、会外の業者でも、「10%になつたらやつていけない」「複数税率の記帳はどうするの」「請求書、領収書の記載は？」など、不安がつぶのる一方です。班や地域での学習会でしつかり学び、対策をしましょう。

拡大運動では、全民商で年末増勢をめざします。県連は、左表のように、読者と青年では現在増勢となつていません。会員、婦人も回復可能な差です。共済も会員加入率は70%(県平均)で、加入をすすめる余地は十分にあります。

業者を取り巻く要求では、「有給休暇の5日取得義務」「労働保険(労災・雇用)」「滞納問題」「税務調査」「国保料(税)の大幅負担増」な

これ以上の増税を許さない運動、消費税に つぶされたい対策学習を強めましょう！

9月1日から、秋の運動が始まっています。今年、消費税学習を強め、増税中止の運動と10%増税、複数税率に対応する実務など、来春の確定申告にむけても重要な秋の運動となります。

会員はもちろん、会外の業者でも、「10%になつたらやつていけない」「複数税率の記帳はどうするの」「請求書、領収書の記載は？」など、不安がつぶのる一方です。班や地域での学習会でしつかり学び、対策をしましょう。

拡大運動では、全民商で年末増勢をめざします。県連は、左表のように、読者と青年では現在増勢となつていません。会員、婦人も回復可能な差です。共済も会員加入率は70%(県平均)で、加入をすすめる余地は十分にあります。

業者を取り巻く要求では、「有給休暇の5日取得義務」「労働保険(労災・雇用)」「滞納問題」「税務調査」「国保料(税)の大幅負担増」な

全国業者婦人決起集会(9/26)に向けて 「所得税法第56条廃止署名」を集めよう

2年毎に開かれる全国業者婦人決起集会。今年、「所得税法第56条廃止意見書」の全自治体採択を実現した高知県婦協が、大きな注目を受けることは間違いありません。

決起集会には高知県から、11名が参加します。

8月下旬に開かれた、全商連常任理事会・理事会でも、全国の多くの役員さんから、「すごいね」「うちの婦人部も感激しています」と声をかけられ、塚田全婦協会長からも大歓迎されました。

毎回の決起集会には多くの「56条廃止署名」を持参していますが、今年はまだほとんど集まっています。早急に集め、役員、事務局に届けてください。

署名用紙は各民商事務局にあります。会員の皆様のご協力をよろしく願います。



最近の入会の特徴の一つが、労働保険加入の要求での入会です。8月だけでも2名の方が「一人親方(建設関連)の労災加入」で入会(高知1人、中村1人)。

宣伝と、外向けの相談会、学習会を開きましょう。最大の宣伝は口コミです。会員のみならず知り合いに、民商、商工新聞を大いにすすめ、対話をしましょう。

労働保険の相談で入会

最近の入会の特徴の一つが、労働保険加入の要求での入会です。8月だけでも2名の方が「一人親方(建設関連)の労災加入」で入会(高知1人、中村1人)。

一人親方については、現在、高知民商が設立した「建設業の一人親方労働保険事務組合」が、県下の民商会員対象者を受け入れていきます。

また、「有給休暇の5日取得義務」についても、まだ知られていなかったり、対応をどうしたらよいか悩んでいる業者も数多くいます。新たな対応が求められる状況が広がっています。

「不安なことがあつたら民商へ」「困つたら民商へ」の声をひろめましょう。

「税経新報」(2019年3・4月号からの転載)

消費税増税の道は

「憲法改正」へと続く④

税経新人会全国協議会事務局長 吉元 伸

ここでは(1)の9条の改正が最も注目するところだが、安倍首相の改憲案では、9条1項・2項には手を付けずに9条に新たに3項を追加し、自衛隊の存在を憲法上に明記するというもの。自民党の従来からの議論では、9条2項を外さないと自衛隊の実態との整合性が取れないという意見が主流を占めていたが、これをあつさりひっこめ3項を付け加えるいわゆる「加憲」へ転換した。立党以来「平和の党」を掲げ続ける公明党は、その支持者に9条2項の存続を求める声が多く、これに配慮した形となった。(3)の「教育の充実(無償化)」も、「自衛隊の加憲」と同様に、憲法記念日の安倍首相のビデオメッセージで急遽優先順位が上がった改憲項目で、もちろんこの背景には日本維新の会の存在を意識していることである。

このようにゆがんだ形で提案される諸政策は、もちろんまっとうな議論もされるはずもなく多数決の原理の中で成立していく。しかし、多数決の原理と、個人および少数派の権利の擁護とは、民主的な国家運営の基盤そのものを支える一対の柱である。多数決の原理は、公共の課題に関する決断を下すための手段であり、国家はその決断の結果として国民各界層にどのような影響を及ぼすかの成立過程で知らせる義務が生じている。国会はその責務を負っているであり、それを煩わしいと回避する姿勢が、国民抑圧へと繋がる道であることは歴史が証明している。

(おわり)